

○飯塚市障がい者控除対象者認定要綱

平成 24 年 4 月 11 日

飯塚市告示第 138 号

改正 R4-259

(趣旨)

第1条 この告示は、所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第10条第1項第7号及び同条第2項第6号並びに地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第7条第7号及び第7条の15の7第6号の規定による障がい者及び特別障がい者(以下「障がい者」という。)の認定について、必要な事項を定めるものとする。

(R4-259 一改)

(対象者)

第2条 障がい者の認定の対象者(以下「対象者」という。)は、65歳以上で、次の各号に掲げる者とする。

(1) 飯塚市に住所を有し、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)

第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者

(2) 飯塚市において法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者

(R4-259 一改)

(申請)

第3条 対象者又は対象者を扶養している者で、障がい者控除対象者の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、障がい者控除対象者認定申請書に所定の事項を記入し、福祉事務所長(以下「所長」という。)に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、税の修正申告及び確定申告等の有効期限である過去5か年分遡及し申請することができる。

(R4-259 一改)

(認定基準)

第4条 障がい者の認定は、当該申請に係る認定基準日を含む有効期間の要介護認定情報における日常生活自立度の判定ランクを基に、別表に定める基準により行う。

(R4-259 一改)

(認定基準日)

第5条 前条の認定基準日は、障がい者控除を受ける所得の生じた年の12月31日とする。ただし、対象者がその年の途中において死亡又は出国した場合は、その死亡又は出国の日とする。

(R4-259 一改)

(認定書の交付等)

第6条 障がい者として認定するときは申請者に認定書を交付し、認定しないときは非該当通知書により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により交付する認定書は、所得税、市県民税の申告の際に使用するものとし、他の用途には使用できないものとする。

(R4-259 一改)

(変更等の報告)

第7条 申請者は、対象者の障がい者としての事由に変更又は消滅が生じた場合は、速やかに所長にその旨を届け出なければならない。

(R4-259 一改)

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、様式その他必要な事項は、別に定める。

(R4-259 一改)

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成24年分所得税及び平成25年度市県民税に係る障がい者の認定から適用する。

附 則 (令和4年8月5日 告示第259号)

この告示は、令和4年9月1日から施行する。

別表(第4条関係)

障がい者・特別障がい者認定基準

(R4-259一改)

認定区分	細区分	基準
障がい者	知的障がい者(軽度・中度) に準ずる。	認知症高齢者の日常生活自立度判定 ランク「Ⅱ」の者
	身体障がい者(3級～6級) に準ずる。	障がい高齢者の日常生活自立度判定 ランク「A2」の者
特別障がい者	知的障がい者(重度) に準ずる。	認知症高齢者の日常生活自立度判定 ランク「Ⅲ」「Ⅳ」「M」の者
	身体障がい者(1級・2級) に準ずる。	障がい高齢者の日常生活自立度判定 ランク「B」「C」の者

認定区分	ランク		日常生活自立度
障がい者	認知症高齢者	II	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
	障がい高齢者	A2	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない。外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている。
特別障がい者	認知症高齢者	III	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
		IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
		M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。
	障がい高齢者	B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ。
		C	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する。